

—新カリキュラム対応—



介護実習指導の内容とポイント

介護福祉士養成課程のカリキュラム改正により
介護実習指導の内容やポイントが変わります

介護福祉士実習指導者講習は受講してはいるものの

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム改正が行われたことを知らない
- 介護実習に3つの「教育に含むべき事項」が示されたことを知らない

上記のいずれかに が入った方は、

新カリキュラムに対応した実習指導について
アップデートし、適切な実習指導を行いましょ！



令和元年度に、日本介護福祉士会が都道府県の介護福祉士会と協力して全国的に実施した「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」で使用したスライド資料を共有させていただきます。ぜひご活用ください。

※都道府県介護福祉士会では、令和2年度から、新カリキュラムに対応したテキストを使用した介護実習指導者講習会を開催します。

※新カリキュラムに対応した実習指導方法を学ぶ研修を実施する介護福祉士会もございますので、ご関心のある方は、お近くの介護福祉士会にお問い合わせください。

Q 新カリキュラムの「介護実習」に示された3つの「教育に含むべき事項」とは？

A 新カリキュラムでは、「介護実習」に①介護過程の実践的展開、②多職種協働の実践、③地域における生活支援の実践3つの「教育に含むべき事項」が示されました。「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」では、これらを踏まえた介護実習における指導のあり方を学びます。



【介護実習の教育内容】

教育に含むべき事項	留意点	想定される教育内容の例
介護過程の実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた介護過程の展開
多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。	1) 実習を通じた多職種連携の実践
地域における生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。	1) 対象者の生活と地域との関わり 2) 地域拠点としての施設・事業所の役割

Q 新しい教育内容に対応した実習は、いつからやらなくてはいけないのですか？

A 新カリキュラムは、2019年4月より大学等の4年課程から順次導入され、短大や専門学校などの2年課程は2021年度より導入されます。介護実習については、2021年度を待たずに「新しい介護実習」を取り入れることが期待されています。



Q 介護実習指導者は、介護実習指導者講習を受けなおさないといけないのですか？

A 制度上、受けなおす必要はありませんが、新カリキュラムでは介護実習に新しい内容が追加されており、適切な指導をするためには、その内容の理解は欠かせません。介護実習指導者の皆さんには、都道府県介護福祉士会が企画する「新カリキュラム対応 介護実習指導研修」を積極的に受講されることが期待されています。



Q 実習指導者以外のスタッフは、新しい教育内容に対応した介護実習にどのように取り組めばよいのでしょうか？

A 日本介護福祉士会では、実習指導者及びスタッフ、養成校の教員向けに、新しい教育内容に対応した「実習指導のためガイドライン」を作成しました。日本介護福祉士会のホームページで公開していますので、ダウンロードするなどしてご利用ください。



目 次

1	介護福祉士養成課程見直しの全体像	2
2	介護実習を受け入れる体制づくり	13
3-1	介護過程の実践的展開	15
3-2	多職種協働の実践	20
3-3	地域における生活支援の実践	23

研修の目的

- 介護福祉士に求められる役割が整理され、併せて、この役割を担うことができる介護福祉士を養成するためのカリキュラムが見直されました。
- 今後、新たなカリキュラムに対応した介護実習を適切に展開していくことが求められます。
- このような要請を踏まえ、この研修では新たなカリキュラムで学んだ実習生を円滑に受け入れる、また、介護実習をより効果的に展開できるようにすることを目的に実施するものです。

1

介護福祉士養成課程 見直しの全体像

1

介護福祉士養成課程見直しの全体像で 使用するスライドについて

■出典

厚生労働省『「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について』（第13回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成30年2月15日）

※赤枠については日本介護福祉士会による追加部分

※上記出典とは別に入れたスライドについては以下のとおり

- ・ 入門的研修の創設（厚生労働省、平成30年3月の資料をもとに日本介護福祉士会で作成）
- ・ 入門的研修と各種研修等との関係（厚生労働省、平成30年3月）
- ・ 参考：介護福祉士養成教育の基本的体系（日本介護福祉士会作成）

2

介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（概要）

現状・課題

平成29年10月4日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 介護職の業務実施状況を見ると、介護福祉士とそれ以外の者で**明確に業務分担**がされていない。
- 管理者の認識では、**認知症の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者などへの対応、介護過程の展開におけるアセスメントや介護計画の作成・見直しなどの業務**は介護福祉士が専門性をもって取り組むべきという認識が高い。
- また、介護職のリーダーについて、**介護職の統合力や人材育成力などの能力**が求められているものの、**十分に発揮できていない**と感じている管理者が多い。一方で、介護職の指導・育成や介護過程の展開等を重視している事業所では、リーダーの役割等を明確にし、キャリアパスへ反映するなどの取組を行っている。
- 介護分野への参入にあたって不安に感じていたことには、「非常時等への対応」、「介護保険制度等の理解」、「ケアの適切性」といったことが挙げられている。

業務内容に応じた各人材層の役割・機能に着目するのではなく、利用者の多様なニーズに対応できるよう、介護職のグループによるケアを推進していく上で、介護人材に求められる機能や必要な能力等を明確にし、介護分野に参入した人材が意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、各人材が期待される役割を担っていけるようにすべき。

3

介護人材に求められる機能の明確化と キャリアパスの実現に向けて（概要）

実現に向けた具体的な対応

介護職のグループにおけるリーダーの育成

- 介護職がグループで提供する介護サービスの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリア（5年程度の実務経験）を積んだ介護福祉士を介護職のグループにおけるリーダーとして育成。

介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入

- 介護未経験者の介護分野への参入きっかけを作るとともに、非常時の対応などの参入にあたって感じている不安を払拭し、多様な人材の参入を促進するため、入門的研修を導入。

介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

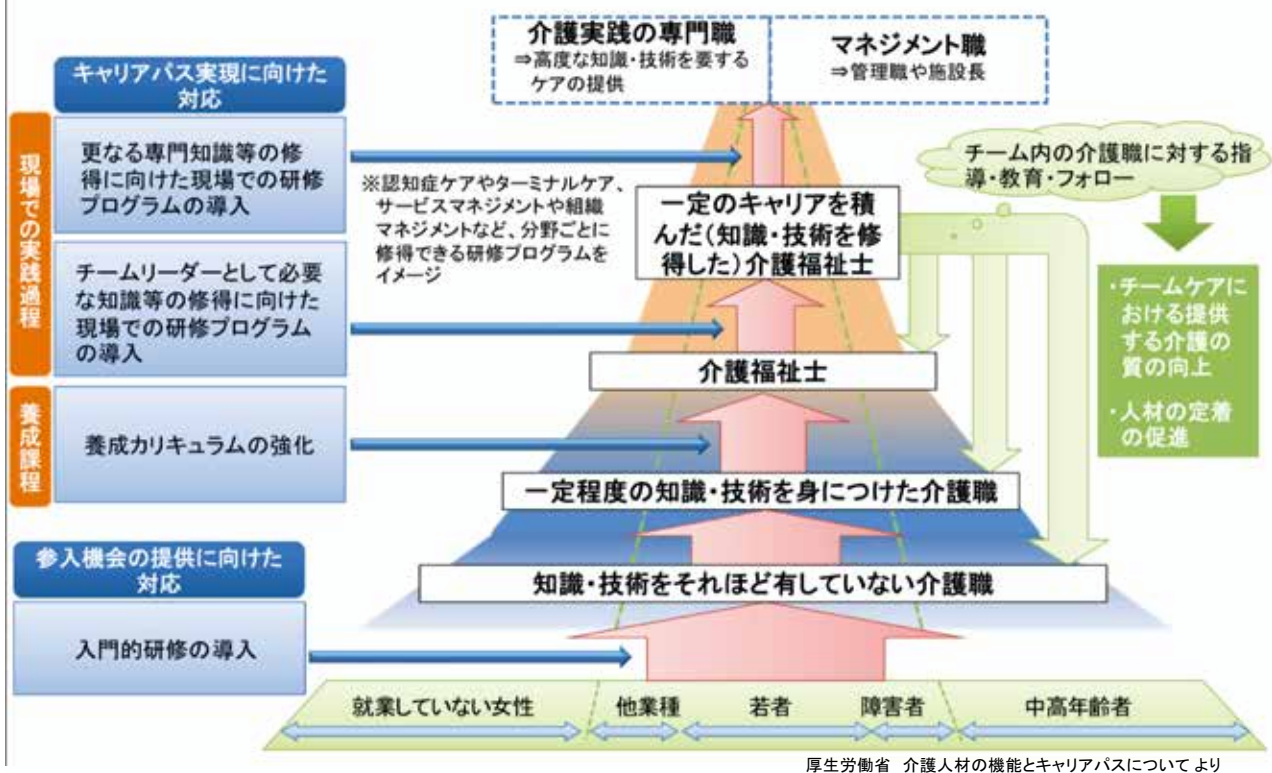
- 介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化等に対応できる介護福祉士を養成する必要。

介護福祉士等による医療的ケアの実態の把握

- 医療との役割分担について、「医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の提案も踏まえ、利用者への喀痰吸引及び経管栄養の実施状況や研修体制の整備状況などの実態を調査。

4

介護人材のキャリアパス全体像（イメージ）



5

入門的研修の創設（平成30年3月）

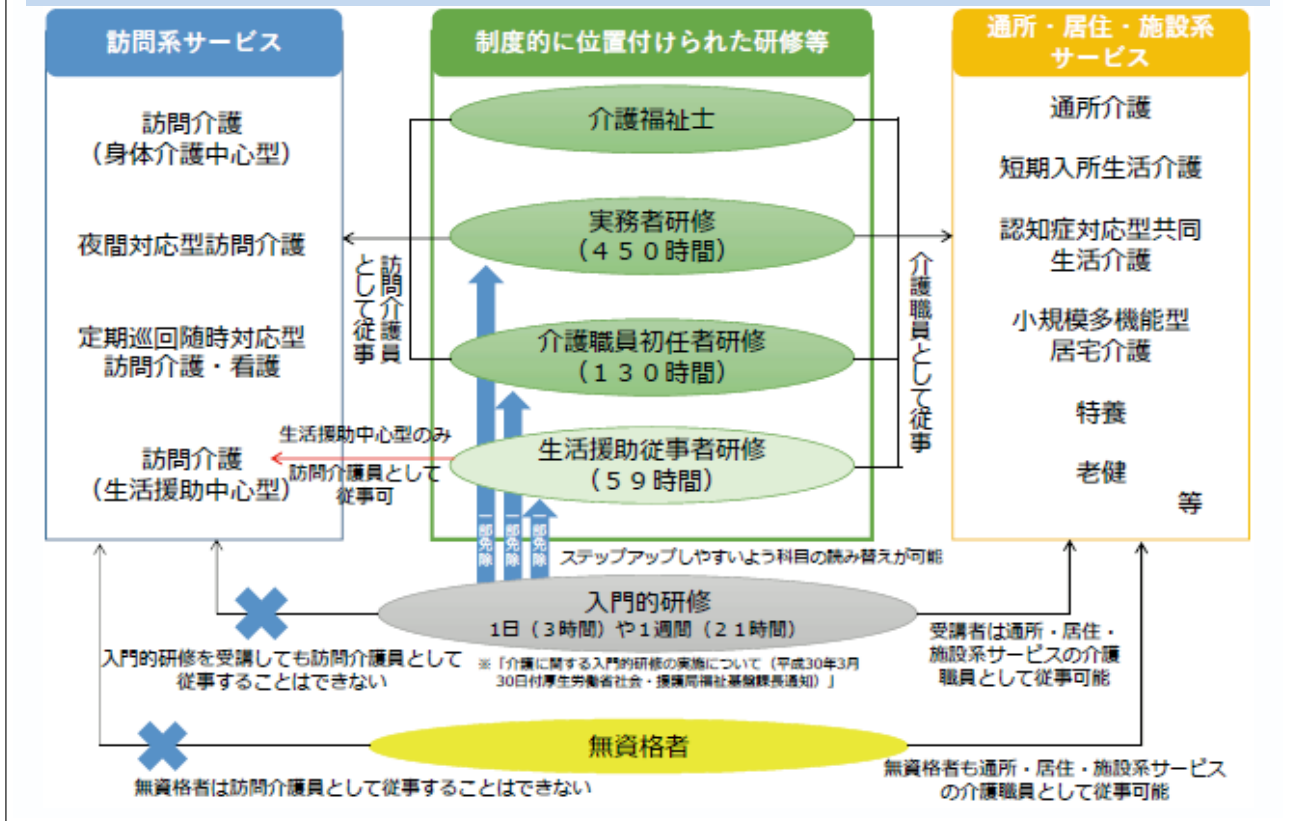
「入門的研修内容及び研修時間数」

	研修科目	研修時間数	研修内容
基礎研修	介護に関する基礎知識	1.5時間	介護保険制度の概要等
	介護の基本	1.5時間	介護における安全・安楽な体の動かし方等
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	介護職の役割や介護の専門性・生活支援技術の基本等
	認知症の理解	4時間	認知症の中核症状とBPSD等
	障害の理解	2時間	障害の概念や障害者福祉の理念等
	介護における安全確保	2時間	介護の現場における事故やリスク等
合計時間数		21時間	

この他：生活援助従事者研修（59時間）等が実施されている

6

入門的研修と各種研修等との関係



7

求められる介護福祉士像

< 平成19年度カリキュラム改正時 >

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会状況や人々の意識の移り変わり、制度改正等

< 今回の改正で目指すべき像 >

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

高い倫理性の保持

8

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置。

（「報告書」の養成課程の教育内容の見直しに係る部分について、事務局要約）

介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォローシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

見直しの観点

- 「報告書」を踏まえ、現行の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を整理し、下記の観点から教育内容の見直しを行った。
 - ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
 - ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
 - ③ 介護過程の実践力の向上
 - ④ 認知症ケアの実践力の向上
 - ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

教育内容の見直しのスケジュール

- 2018(平成30)年度から周知を行う。2019(平成31)年度より順次導入を想定。

9

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

見直しの観点

- ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
- ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
- ③ 介護過程の実践力の向上
- ④ 認知症ケアの実践力の向上
- ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

10

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

教育内容の見直しのスケジュール

- 平成30（2018）年度から周知を行う。
- 令和元（2019）年度より順次導入を想定。

	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年 2022
4年課程 大学等	周知徹底	スタート	→	→	令和4年 国家試験
3年課程 高校等			スタート	→	
2年課程 短大・専門学校等				スタート	

11

参考：介護福祉士養成教育の基本的体系

・「人間と社会」

その基盤となる教養や倫理的態度の
涵養に資する

・「介護」

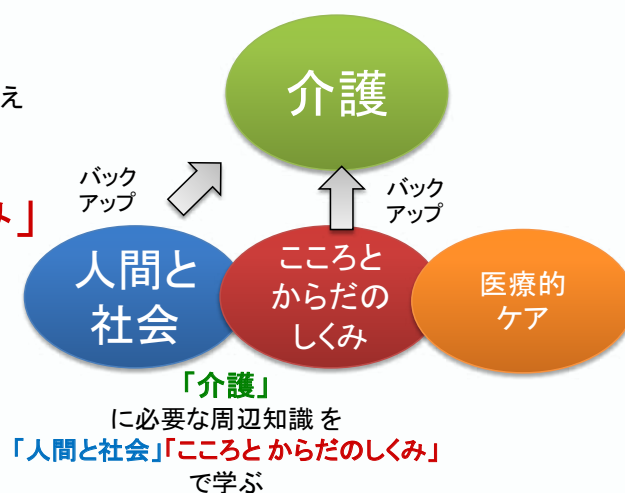
「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ
生活を支える知識と技術

・「こころとからだのしくみ」

多職種協働や適切な介護の提供に
必要な根拠

・「医療的ケア」

「その人らしい生活」を支えるために
必要な介護福祉士としての
専門的技術・知識を「介護」で学ぶ



12

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（主な事項）

- 「報告書」に示された、今後求められる介護福祉士像に即し、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（以下「指針」という。）」に示されている各領域の【目的】、教育内容の【ねらい】を体系的に整理。
- 領域間で関連・重複する教育の内容の整理を含め、【教育に含むべき事項】の主旨を明確にするため、指針に【留意点】を追加。

① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充

領域：人間と社会

介護職のグループの中での中核的な役割やリーダーの下で専門職としての役割を発揮することが求められていることから、リーダーシップや フォロワーシップを含めた、チームマネジメントに関する教育内容の拡充を図る。

※人間と社会に関する選択科目に配置されていた「組織体のあり方、対人関係のあり方（リーダーとなった場合の）人材育成のあり方についての学習」を整理

- 「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、**チームマネジメントを追加**
(30時間→60時間)
⇒ 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用などの人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップなど、チーム運営の基本を理解する内容

(参考 コミュニケーションに関する教育の内容を、各領域の目的に沿って整理)

- 「人間関係とコミュニケーション(領域：人間と社会)」：人間関係の形成やチームで働くための能力の基盤となるコミュニケーション
- 「コミュニケーション技術(領域：介護)」：介護の対象者との支援関係の構築や情報の共有化等、介護実践に必要なコミュニケーション

13

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（主な事項）

② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

領域：人間と社会

領域：介護

対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、各領域の特性に合わせて地域に関連する教育内容の充実を図る。

- 「社会の理解」の教育に含むべき事項に、**地域共生社会を追加**
⇒ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容
- 「介護実習」の教育に含むべき事項に、**地域における生活支援の実践を追加**
⇒ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容

注)「⇒」は、指針に示されるカリキュラムに反映する具体的な内容

14

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し(主な事項)

③ 介護過程の実践力の向上

領域:介護

介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を領域「介護」で統合し、アセスメント能力を高め実践力の向上を図る。

- 領域「介護」の目的に、各領域での学びと実践の統合を追加
⇒ 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う
- 「介護総合演習」と「介護実習」に、新たに【教育に含むべき事項】を追加
⇒ 「介護総合演習」: 知識と技術の統合、介護実践の科学的探求
⇒ 「介護実習」: 介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活支援の実践

④ 認知症ケアの実践力の向上

領域:こころとからだ

本人の思いや症状などの個別性に応じた支援や、地域とのつながり及び家族への支援を含めた認知症ケアの実践力が求められていることから、認知症の理解に関する教育内容の充実を図る。

- 「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症の心理的側面の理解を追加
⇒ 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾患及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容
- 「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症に伴う生活への影響のみならず、認知症ケアの理解を追加
⇒ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの基礎的な知識を理解する内容

15

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し(主な事項)

⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

領域:介護

領域:こころとからだ

施設・在宅にかかわらず、地域の中で本人が望む生活を送るための支援を実践するために、介護と医療の連携を踏まえ、人体の構造・機能の基礎的な知識や、ライフサイクル各期の特徴等に関する教育内容の充実を図る。

- 「介護実習」の教育に含むべき事項に、多職種協働の実践を追加
⇒ 多職種との協働の中で、介護職種としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容
- 「こころとからだのしくみ」の教育に含むべき事項を、こころとからだのしくみ I (人体の構造や機能を理解するための基礎的な知識)と II (生活支援の場面に応じた心身への影響)に大別
- 「発達と老化の理解」の教育に含むべき事項の「人間の成長と発達」に、ライフサイクルの各期の基礎的な理解を追記
⇒ 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期(乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期)における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容

16

介護福祉士養成課程のカリキュラム領域「介護」
介護実習（450時間）

ねらい

1. 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。
2. 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。

17

教育に含むべき事項	留意点
①介護過程の 実践的展開	介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。
②多職種協働の実践	多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。
③地域における 生活支援の実践	対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。

18

介護福祉士養成課程のカリキュラム領域「介護」 介護総合演習（120時間）

ねらい

介護実践に必要な知識や技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。

19

教育に含むべき事項	留意点
①知識と技術の統合	<p>実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。</p> <p>実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。</p>
②介護実践の科学的探求	<p>質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。</p>

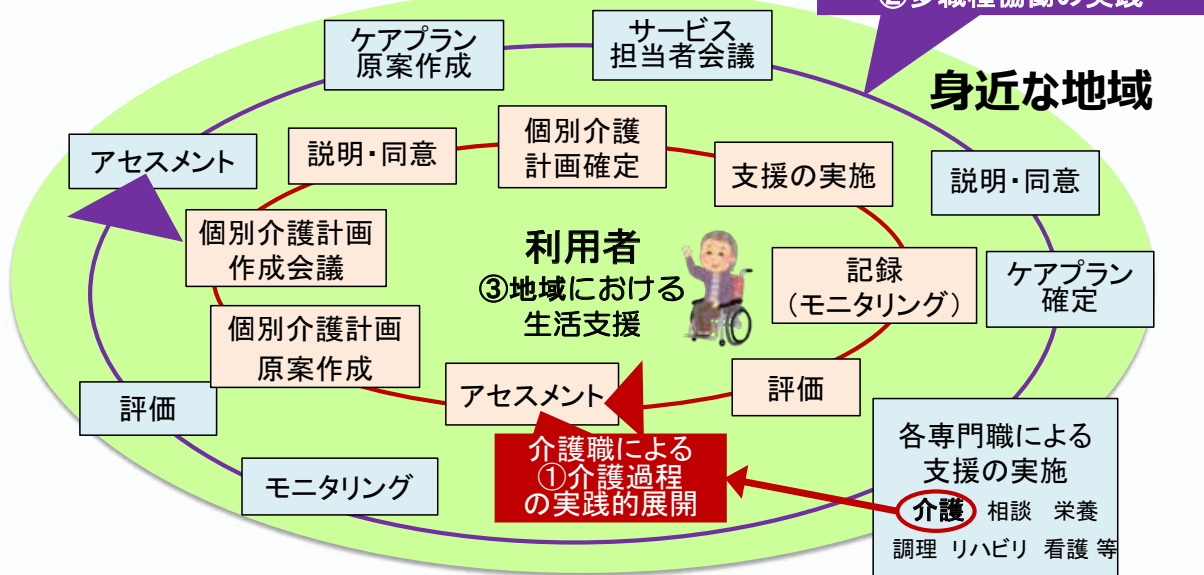
20

①介護過程の
実践的展開

②多職種協働
の実践

③地域における
生活支援

この3つの関係は？



●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます
※ケアプラン=サービス等利用計画、※個別介護計画=個別支援計画

21

ポイント



① 介護過程の実践的展開



② 多職種協働の実践



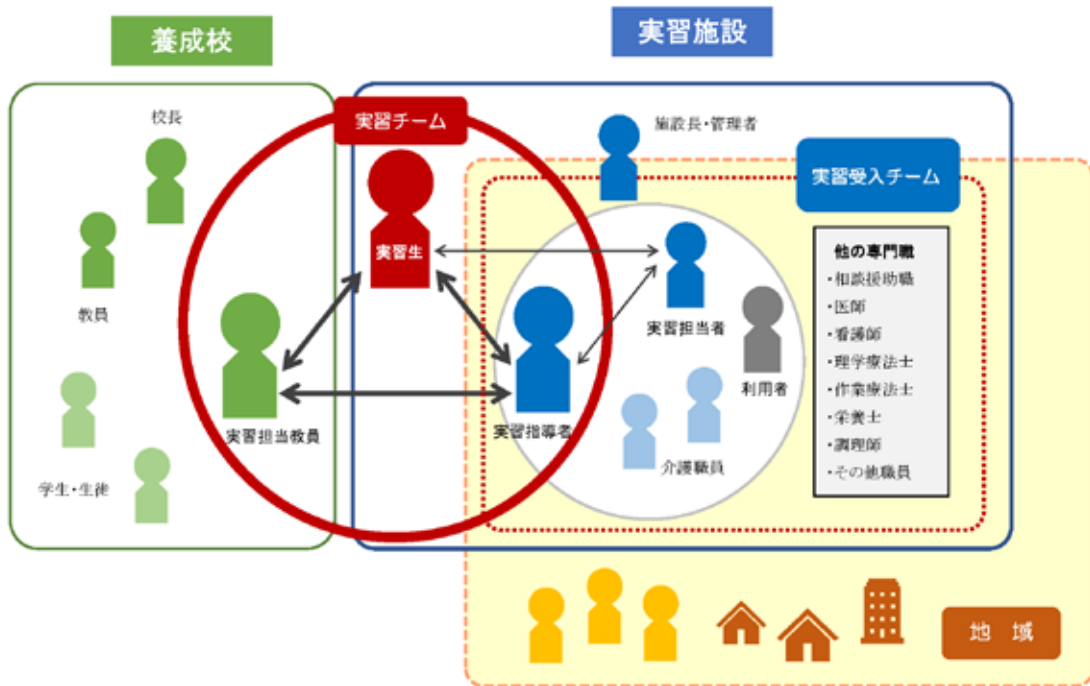
③ 地域における生活支援の実践

22

2

介護実習を受け入れる体制づくり

実習におけるチームのとらえ方



実習受入チームについて

- 実習の受け入れは実習指導者一人が行うわけではない。
- 実習指導者を中心とした実習受入チームをつくり、養成校の実習担当教員と連携しながら、実習施設全体で、取り組む体制を整えることが大切。



- 職場全体の実習生に対する意識が変わる。
- 年間の受入計画や日々の実習指導における各職員の責任と役割分担等が明確になる。

25

実習受入チームのつくり方

実習受入チームの構成メンバー（例）

- 幅広い勤務年数の職員で構成する。
（1年目・3年目・5年目・10年以上など）
- 養成校の卒業生を入れる。
- 可能であれば利用者にも入ってもらう。
- ユニットやフロアが分かれている場合は各ユニット、フロアから職員を選出する。

26

実習受入チームの役割

- 実習生受け入れの準備（マニュアル準備や実習日程の調整など）。
- 実習中の実習生への指導。
- フロア別で実習生を受け入れた場合、進捗状況の確認を行う。
- カンファレンス・実習の振り返りへの出席。
- 実習生の評価。
- 実習受入チームでの実習後の振り返り。
- 定期的の実習受入チームの打合せを実施。

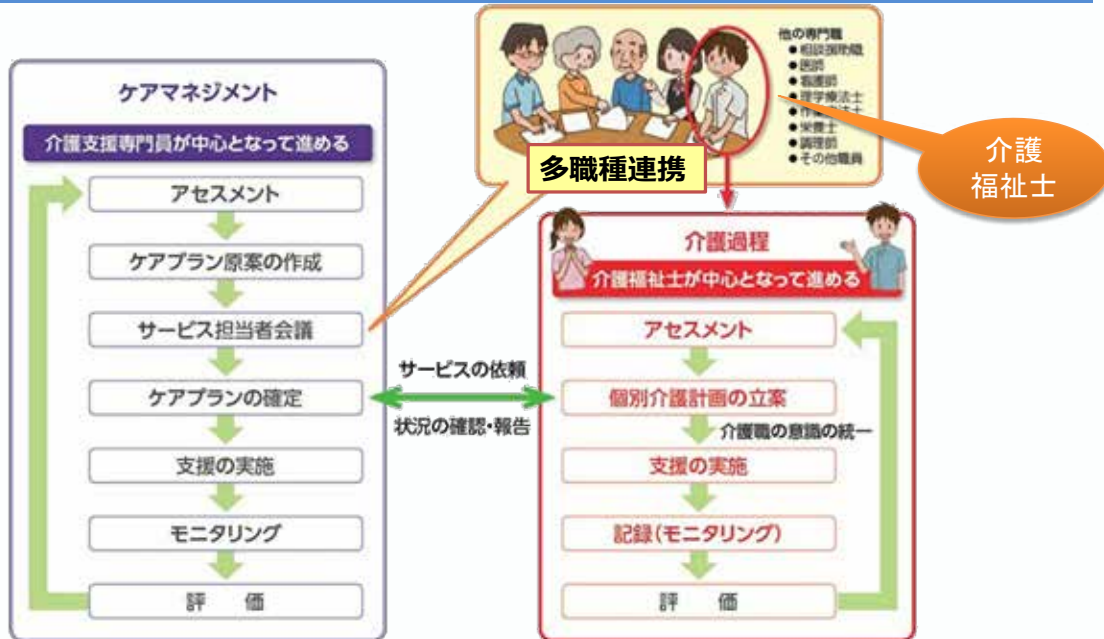
27

3

「介護実習」の教育に含むべき事項 ① 介護過程の実践的展開

28

介護過程とケアマネジメントの関係性



●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます
 ※介護支援専門員＝相談支援専門員、※ケアプラン＝サービス等利用計画、※個別介護計画＝個別支援計画

介護過程とは

※ケアプランの支援目標を踏まえつつ、介護職がチームとなって、個別に支援を行っていく実践過程をいう。



利用者が望む
 「よりよい生活」「よりよい人生」

●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます
 ※ケアプラン＝サービス等利用計画

介護過程の目的


- 個々の利用者がどのような生活を望んでいるのか、何が必要かを分析し、**計画の実践→評価→計画の見直し**という取り組みを継続的に行うことができる。
- 根拠を言語化することによって、職員間でも**統一したケアの実践**を実現する。

31

学生が介護過程を展開をするまでの流れ

利用者へ関心（興味）をもつ



気づく 



本人の思いや願いを実現したくなる

32

介護過程の実践的展開について

ねらい

- 利用者の課題を介護の立場から系統的に判断し解決するためには、**利用者を「知る」**ことから始まる。
- **「利用者への関心」**が前提になれば利用者の情報は、「情報収集作業」になってしまう。
- **「介護過程を展開する」**ことが目的ではなく、**利用者との関わりから、本人の思いや願いを実現できること、この思考に基づく実践過程**が介護の専門性であること、介護福祉職としての楽しさややりがいに繋がるものであることを介護過程の展開を通して伝える必要がある。

33

介護実習指導のためのガイドラインより

実習施設が取り組むべき内容及び留意点



- 実習生が受け持ち利用者を決定する際には、職員間で利用者の状態を把握した上で、候補者をあげておく。
- 実習受入チーム全体が利用者のことを知っている。
- フェイスシート等には最新の情報が記載されている。
- ※個別介護計画を策定する上で、それぞれの専門職（多職種）の視点で、※個別介護計画へのアドバイスをもらえる機会をつくる。中間カンファレンス等に多職種の出席が考えられる。

●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます
※個別介護計画＝個別支援計画

34

- ※個別介護計画実施に費用がかかる時には、個人的に使うものなのか、他の入居者へ波及するのか等の効果を考え、利用者本人もしくは実習施設の交流費等から支出することが考えられる。利用者家族への連絡、実習施設の交流費支出のための計画書の作成等、関連して必要となることについても併せて指導を行う。
- 目標に対する評価と計画の修正の必要性をアドバイスできる。
- 実習指導者が実習終了後の継続性を考えておく。

●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます
※個別介護計画＝個別支援計画

35

介護実習指導のためのガイドラインより



養成校が取り組むべき内容及び留意点

- 利用者の情報を知る機会であることを認識し、個人情報保護法等に関する概要、守るべきルールについて実習生に指導するとともに、実習施設には「秘密保持に関する誓約書」等において養成校及び実習生の姿勢を示す。

36

3

「介護実習」の教育に含むべき事項

②多職種協働の実践

37

多職種協働の実践について

ねらい

- 異なる専門性をもつ多職種が、**それぞれの職種的能力を活用して対象者の生活支援を行う**ことで、より質の高いケアにつながるということを体験を通して理解を深める。
- また、この過程において、**それぞれの職種の専門性を理解**するとともに、**介護福祉士の専門性をより深く学習**する機会とする必要がある。

38



養成校が取り組むべき内容及び留意点

- 事前学習で様々な専門職について調べ、多職種協働の意義と目的について学ぶ。
- 実習懇談会や実習に関する要項等で、実習生が多職種協働についての学びができるよう実習施設には多職種協働についての実際を示す。その際にはできる限り具体的にねらいや内容について説明を行うようにする。
- サービス担当者会議（ケアカンファレンス）に参加する各専門職の専門性について理解しておく。
- 事前学習として様々なサービス担当者会議（ケアカンファレンス）のそれぞれの目的を把握する。

39



実習施設が取り組むべき内容及び留意点

- 実習施設で働いている様々な職種（看護・栄養・リハビリ等）の業務に同席するなどして、他職種がどのような役割を持っているのかを学ぶ機会をつくる。実習指導者等から、役割や連携方法等、介護職として説明を加える。
- 多職種が参加するサービス担当者会議（ケアカンファレン）に実習生も同席し、一人の利用者にそれぞれの職種がどのように関わっているのかを学ぶ機会をつくる。その際、利用者が一番近い専門職として利用者の代弁者として、どのような姿勢で介護福祉士が発言しているのかを説明する機会が必要である。

40

- その他実習施設で行っている多職種協働の方法（各種委員会やパソコンでの情報共有等）があれば説明を行い、様々な面で協働していく必要性があることを学ぶ機会をつくる。
- 介護福祉士が統一したケアを行うために行っているケースカンファレンス（介護職間の会議）に実習生を参加させ、利用者を観察する様々な視点やケアの統一方法について学ぶ機会が必要。
- 介護過程を展開するために実習生が収集した利用者情報の妥当性や介護の方向性、支援内容の適否について検討するカンファレンスを実施する。その際、できる限り複数の職員（介護福祉士及び他の専門職）に参加してもらい、実習生がより介護過程について学びを深めることができる機会をつくる。

41

実習施設に期待されていること

- 実習生が、施設に従事する様々な専門職の業務に同席し、役割や連携方法を学ぶ。
- サービス担当者会議（ケアカンファレンス）に実習生も同席し、一人の利用者に多職種がどのように関わっているかを学ぶ。
- サービス担当者会議（ケアカンファレンス）を通して介護福祉士の専門性を示し、学生に伝えることができる。

42

3

「介護実習」の教育に含むべき事項 ③地域における生活支援の実践

43

地域における生活支援の実際について

ねらい

- 施設で生活している人も地域の住民であることを認識し、**地域と実習施設がどのように支え合っているのか**を学ぶ。
- そのためには**実習施設のある地域の特性やその地域ならではの文化や行事を知ることも、介護福祉士の大切な役割の一つであることを理解しておくことが必要。**
- **施設が地域の拠点になるために介護福祉士が地域の課題にどのように取り組んでいるかを実習を通して学べるよう工夫する。**

44



実習施設が取り組むべき内容及び留意点

- 通所サービスやショートステイの送迎を利用し、実習施設周辺の地域環境や資源について説明する。
- 利用者が地域資源をどのように活用し生活しているかを※介護支援専門員の※ケアプランを通して理解する機会を持つ。
- 利用者が施設に入所することで地域とのつながりが途切れないように介護福祉士がどのような役割を担っているのかを学ぶ機会をもつ。

●障害者総合支援法においては、以下のように置き換えられます

※介護支援専門員＝相談支援専門員、※ケアプラン＝サービス等利用計画

- 利用者が参加している地域で開催される行事やイベントに、実習生を同行させ広い視点での生活支援技術を学ぶ機会を持つ。
- 実習施設で開催される行事やイベントに地域の方の参加を呼びかけ、企画や運営に実習生も参加する機会をもち、そこで介護福祉士が専門性をどのように発揮しているかを学ぶ機会を持つ。
- 施設を地域に開放する、介護福祉士が地域に出向き講座を行う、災害時における地域での役割など、施設が地域にとって社会資源であることを学ぶ機会を持つ。
- 施設が地域の拠点になるために介護福祉士が地域の課題にどのように取り組んでいるのか、実習を通して学ぶ機会が必要。



養成校が取り組むべき内容及び留意点。

- 施設や介護福祉士が地域の一員として行動することで、利用者の生活の幅が広がることを伝える。
- 実習施設周辺の地域環境や資源、文化や歴史を事前に学習しておく。
- 送迎や介護福祉士が地域に出向いて活動している場に実習生も同行できるように働きかける。
- 実習終了後は必ず実習報告会などを通して実習生で情報共有をう。

発行：令和 2（2020）年 3 月

公益社団法人日本介護福祉士会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル 5 階

tel 03-5615-9295 fax 03-5615-9296

令和元年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業